証券コード　3926
平成29年６月９日

株　主　各　位

東京都港区赤坂二丁目14番５号
株式会社オープンドア
代表取締役社長　関　根　大　介

第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第20回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年６月27日（火曜日）午後７時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成29年６月28日（水曜日）午前10時

２．場　　所　東京都港区元赤坂二丁目２番23号
明治記念館　２階　鳳凰の間
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）

３．目的事項

報告事項
１．第20期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第20期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　取締役５名選任の件
第２号議案　監査役１名選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

本招集ご通知に提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第15条の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.opendoor.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、提供書面記載のもののほか、この「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。

株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（http://www.opendoor.co.jp/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、先進国を中心に回復基調を維持しましたが、中国を始めとするアジア新興国等の景気減速、英国のＥＵ離脱決定の影響により、全体的に緩やかな景気回復にとどまりました。

これに対し、我が国の経済は、世界経済の影響による不安要素はあるものの、雇用・企業収益の改善傾向が続き、総じて緩やかな回復基調を維持しました。

旅行業界におきましては、世界情勢不安などの影響はありましたが、円高基調や燃油サーチャージがゼロとなるなどの影響を受け、日本人出国者数が前年比5.6％増の1,711万人となるなど、海外旅行者数は前期を上回る結果となりました。これに対し、訪日外客数は、過去最高を記録した前年の21.8％増となる2,403万人を記録しました（出所：日本政府観光局（JNTO））。

このような状況のもと、当社の旅行関連事業においては、平成29年１月から初の「トラベルコ」テレビＣＭを放送し、新たなユーザー層の認知を拡大しました。また、サイト名称を「トラベルコちゃん」から「トラベルコ」に変更するとともにサイトの全面リニューアルを実施し、多言語旅行比較サイト「HotelSaurus」も「Travelko」へリブランドするなど、旅行事業のブランド統一による相乗効果を企図した施策を行いました。それらの施策が奏功し、「トラベルコ」サイトの月間ユニークユーザー数は平成29年３月期には過去最高記録となる462万人を記録し、月間平均ユニークユーザー数としては373万人となり、前年度の308万人から21.0％の大幅増となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は2,996,855千円（前期比21.4％増）、営業利益999,264千円（前期比17.6％増）、経常利益1,006,222千円（前期比19.7％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は632,815千円（前期比18.0％増）となりました。

② 設備投資の状況
特記すべき事項はありません。

③ 資金調達の状況
該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第 17 期 (平成26年3月期)	第 18 期 (平成27年3月期)	第 19 期 (平成28年3月期)	第 20 期 (当連結会計年度) (平成29年3月期)
売　上　高(千円)	－	－	2,468,279	2,996,855
経 常 利 益(千円)	－	－	840,631	1,006,222
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	－	－	536,118	632,815
1株当たり当期純利益　(円)	－	－	53.39	61.60
総　資　産(千円)	－	－	3,285,323	4,050,450
純　資　産(千円)	－	－	2,706,978	3,345,630
1株当たり純資産額　(円)	－	－	263.68	324.38

(注) 1．当社は第19期より連結計算書類を作成しております。

2．当社は平成27年10月20日付で普通株式１株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、第19期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。

3．当社は平成28年７月１日付で普通株式１株につき２株の株式分割を行っておりますが、第19期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区　　分	第 17 期 (平成26年3月期)	第 18 期 (平成27年3月期)	第 19 期 (平成28年3月期)	第 20 期 (当事業年度) (平成29年3月期)
売　上　高(千円)	1,787,806	1,972,017	2,413,609	2,924,415
経 常 利 益(千円)	255,917	371,940	835,250	990,740
当 期 純 利 益(千円)	149,647	400,745	531,816	620,138
1株当たり当期純利益　(円)	15.01	40.20	52.96	60.36
総　資　産(千円)	1,623,665	2,217,738	3,200,752	3,879,839
純　資　産(千円)	1,408,273	1,787,288	2,702,677	3,328,651
1株当たり純資産額　(円)	141.25	179.27	263.26	322.73

(注) 1．当社は平成27年10月20日付で普通株式１株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。

2．当社は平成28年７月１日付で普通株式１株につき２株の株式分割を行っておりますが、第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会　社　名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
ホテルスキップ株式会社	86,000千円	100%	海外及び国内ホテルの予約、手配、販売

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

これからの旅行業界は、店舗を中心とした営業を展開する旅行会社、インターネットによる営業を展開する旅行会社、そして店舗営業中心の旅行会社によるインターネット販売の拡販により、旅行会社間の競争がより一層激しくなるものと思われます。加えて、インターネットの普及に伴い、ユーザーがアクセスできる情報が飛躍的に増加したことから、ユーザーに提供すべき情報やサービスの質及び量も今まで以上に高いものが求められています。

また、IT業界におきましても、新たなサービスや技術が日々登場しております。そのような中、当社グループが対処すべき主な課題は以下のとおりです。

① インバウンド対応を含めた海外向け事業の強化拡大

日本政府による査証要件の緩和及び羽田空港の国際化等に伴い、訪日外客数が著しく増加しており、2020年には東京オリンピックが開催されることが決定していることから、今後もこの傾向が続くことが予想されます。

また、欧米諸国、東アジア及び東南アジア諸国では、LCCのシェア拡大等に伴い旅行需要が増加しており、当社グループにとって魅力的な市場といえます。

当社グループでは、このような状況に対応するため、当社グループが提供する旅行比較サイトの多言語化展開を加速度的に推進し、日本国外のユーザーに対して充実した旅行情報サービスを提供することによって、訪日外客のみならず外国から外国への旅行を企図するユーザーの取り込みを図ってまいります。

② 新サービス及び新規事業の展開

多様化するユーザーのニーズに応えるため、当社グループは常に新しいサービスの提供を検討し、実施しております。

当社グループが運営するサイト「トラベルコ」は、海外旅行及び国内旅行に関連する様々なコンテンツを提供しておりますが、当社グループとしましては、現状のコンテンツの量及び質に満足することなく、今後も、常にコンテンツ量の拡大及び質の向上を図ることにより、新たなユーザーの獲得を目指してまいります。

また、伝統工芸作品紹介サイト「GALLERY JAPAN」を契機とした工芸品関連事業をはじめ、国内・海外向け事業を問わず、新規事業の発掘、展開及び早期の収益化に取り組み、当社グループの事業基盤をより強固なものとするよう努めてまいります。

③　技術革新への対応

当社グループは、競争の激しいインターネット市場において継続的に成長を遂げるべく、新しい技術・事業モデルへの対応を継続的に行うことが重要な課題であると認識しております。インターネット市場においては、技術革新が絶え間なく行われており、スマートフォンやタブレットの普及率が向上し、関連するマーケットが拡大しております。このような事業環境のもとで当社グループが事業を継続的に拡大していくためには、スマートフォンやタブレットに限らず、次々と登場する新技術に適時に対応していくことが必要であり、常に先端技術の探求と普及に努め最適な商品やサービスを提供してまいります。

④　人材の確保及び育成

当社グループは、技術革新と市場の拡大が同時進行しているインターネット市場においては従業員の数及び質が競争力を左右する大きな要因であり、優秀な人材の採用及び継続的な育成が重要な課題であると認識しております。引き続き人材の採用や教育に注力するとともに、働き甲斐のある職場環境の構築に努めてまいります。

⑤　ブランドの知名度向上

当社グループが提供する各サービスの利用拡大と継続的な企業価値の向上を実現していくためには、サービスの知名度やグループ全体のコーポレートブランド価値の向上が不可欠であると考えております。また、当社グループの事業を支える優秀な人材の獲得や他社との提携等を有利に進めるためにも、当社グループは、費用対効果を見極めながら、広告宣伝活動及び広報活動に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（平成29年３月31日現在）

事　業　区　分	事　業　内　容
旅行関連事業	旅行比較サイト「トラベルコ」「Travelko」の運営。

(6) 主要な営業所（平成29年３月31日現在）

①　当社

本　　社	東京都港区赤坂二丁目14番５号
営　業　所	大阪府大阪市北区曽根崎新地二丁目３番13号

②　子会社

ホテルスキップ株式会社	東京都新宿区住吉町８番６号

(7) 使用人の状況（平成29年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
143（13）名	5名増（1名減）

（注） 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
138（12）名	4名増（1名減）	35.5歳	4.6年

（注） 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成29年３月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社株式は、平成28年12月19日に東京証券取引所マザーズ市場から同取引所市場第一部に市場変更いたしました。

２．会社の現況

(1) 株式の状況（平成29年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　　40,800,000株
② 発行済株式の総数　　10,420,000株
③ 株主数　　1,901名（うち単元未満株主数50名）
④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
関根大介	5,602,000株	54.31%
株式会社ザ・パス・インベストメント	580,000株	5.62%
株式会社CHINTAI	550,000株	5.33%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	481,100株	4.66%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	350,000株	3.39%
片山晃	315,300株	3.05%
佐藤茂	260,000株	2.52%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	254,300株	2.46%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	185,000株	1.79%
株式会社ＳＢＩ証券	99,900株	0.96%

（注）１．当社は、自己株式を106,101株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。
３．平成28年５月12日開催の取締役会決議により、平成28年７月１日付で普通株式１株につき２株の株式分割を行っております。これに伴い発行可能株式総数は20,400,000株増加し40,800,000株に、発行済株式の総数は5,210,000株増加し10,420,000株となっております。
４．平成29年３月３日付で、BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社より当社株式に係る大量保有報告書が関東財務局長に提出されております。当該大量保有報告書において、平成29年２月27日現在で同社が522,100株（発行済株式総数の5.01%）を保有している旨が記載されておりますが、当社として当事業年度末日における実質保有株式数の確認が出来ていないため、上記大株主に含めておりません。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成29年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	関根大介	
取締役	不破良二	管理本部担当
取締役	小柳大介	事業本部長 ホテルスキップ株式会社取締役
取締役	清水淳子	みどり共同法律事務所　弁護士
取締役	小出一郎	和田倉門法律事務所　弁護士
常勤監査役	桃井豊	
監査役	阪根信一	seven dreamers laboratories 株式会社代表取締役社長
監査役	山﨑亮雄	税理士法人赤坂国際会計事務所 代表社員 公認会計士赤坂国際会計共同事務所　代表

（注）１．取締役清水淳子氏及び取締役小出一郎氏は、社外取締役であります。

２．監査役阪根信一氏及び監査役山﨑亮雄氏は、社外監査役であります。

３．監査役山﨑亮雄氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

４．平成28年6月28日開催の定時株主総会終結の時をもって、社外監査役の渡辺彰氏は辞任により退任いたしました。渡辺彰氏の辞任時における重要な兼職は、渡辺彰公認会計士・税理士事務所所長であります。

５．当社は、取締役清水淳子氏、小出一郎氏、及び監査役山﨑亮雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項に基づき、取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び監査役との間において、会社法第423条第１項の損害賠償責任について、法令で定める額を限度とする契約を締結することができる旨を定款に定めております。当社は、当該定款の規定に基づき、社外取締役２名及び社外監査役２名と責任限定契約を締結しております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役及び監査役が責任の原因となった職務遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

③ 取締役及び監査役の報酬等

イ．当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	報酬等の額
取締役 （うち社外取締役）	5名 (2名)	93,315千円 (3,900千円)
監査役 （うち社外監査役）	4名 (3名)	12,051千円 (4,800千円)
合計 （うち社外役員）	9名 (5名)	105,366千円 (8,700千円)

（注）１．上記には、平成28年6月28日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役１名を含んでおります。

２．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

３．取締役の報酬限度額は、平成26年６月26日開催の第17回定時株主総会において、年額300,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

４．監査役の報酬限度額は、平成26年６月26日開催の第17回定時株主総会において、年額100,000千円以内と決議いただいております。

ロ．社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

④　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役清水淳子氏は、みどり共同法律事務所所属の弁護士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・取締役小出一郎氏は、和田倉門法律事務所所属の弁護士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役阪根信一氏は、seven dreamers laboratories株式会社代表取締役社長であります。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

・監査役山﨑亮雄氏は、税理士法人赤坂国際会計事務所代表社員・公認会計士赤坂国際会計共同事務所代表であります。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役　清水淳子	当事業年度に開催された取締役会18回のうち17回に出席いたしました。出席した取締役会において、弁護士としての専門的見地から、当社の事業運営に関し適宜発言を行っております。
取締役　小出一郎	平成28年6月28日に就任以降、当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席いたしました。出席した取締役会において、弁護士としての専門的見地から、当社の事業運営に関し、適宜発言を行っております。
監査役　阪根信一	当事業年度に開催された取締役会18回のうち15回、監査役会18回のうち15回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、経営者として培ってきた豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。
監査役　山﨑亮雄	平成28年6月28日に就任以降、当事業年度に開催された取締役会14回のうち12回、監査役会14回のうち12回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、公認会計士及び税理士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。

（注）上記の取締役会回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が１回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15,000千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．当社の監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査内容等の概要や報酬見積りの算定根拠を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第１項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

【業務の適正を確保するための体制】

当社は、平成26年11月13日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制を整備するため、「内部統制システムの構築に関する基本方針」を決議いたしました。

また、当社グループにおける内部統制システムをより強固にするため、平成27年４月14日開催の取締役会において、同方針を改定いたしました。

改定後の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社は、「行動・倫理規範」及び「コンプライアンス規程」をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を、役職員が法令及び定款並びに社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。

ロ. 当社は、管理部門担当取締役をコンプライアンス担当取締役と、法務部をコンプライアンス担当部署とそれぞれ定めるとともに、コンプライアンス委員会を設置する。

ハ. コンプライアンス担当取締役、コンプライアンス担当部署及びコンプライアンス委員会は、共同してコンプライアンス・マニュアル等の実施状況を管理及び監督し、適切な研修の実施、内部通報外部窓口の有効活用等がなされるよう必要な手段を講じる。

コンプライアンス担当部署は、当社のコンプライアンス体制の整備及び問題点の解決に努める。

コンプライアンス委員会は、コンプライアンスの徹底を図るためのコンプライアンス・マニュアルの策定、役職員に対するコンプライアンス教育及び研修の実施、並びに役職員によるコンプライアンス遵守状況の調査及び問題がある場合の改善指示等を行う。

また、法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段として内部通報外部窓口を設置及び運営するとともに、通報者を保護するために必要な社内規程を策定及び整備する。

ニ. 万一コンプライアンス上問題となり得る事態が発生した場合には、コンプライアンス担当取締役が、直ちにその状況及び対策その他必要な事項を、取締役会及び監査役会に報告する体制を構築する。

コンプライアンス担当部署及びコンプライアンス委員会は、かかる事態の再発を防止するための施策を策定し、その内容を周知徹底する。

ホ.　当社は、執行部門から独立した内部監査担当部署として内部監査室を設置する。

内部監査室は、コンプライアンス担当部署及びコンプライアンス委員会と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取締役会及び監査役会に報告されるものとする。

ヘ.　当社は、企業の社会的責任を十分に認識し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、反社会的勢力に対しては警察等の外部専門機関と緊密に連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ.　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理が適切に行われるよう、取締役会規程、稟議規程、文書規程その他の当社社内規程において、情報の保存及び管理の方法に関する事項を定め、適切に保存しかつ管理する。

ロ.　当社は、取締役及び監査役が上記情報を必要に応じて閲覧可能な体制を構築する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ.　当社は、「リスク管理規程」を策定し、当社代表取締役が、当社のリスク管理全般の統括者として、当社のリスク管理を行う。

ロ.　当社は、当社のリスクの管理に係る体制の整備及びリスク管理マニュアルの策定等を担当する組織としてリスク管理委員会を設置するとともに、内部監査室が各部署のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取締役会及び監査役会に報告する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ.　当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行う。また、必要に応じて臨時に取締役会を開催し、機動的な意思決定を行う。

ロ.　業務の運営については、取締役会が中期経営計画及び各事業年度の計画を策定し、目標を設定するとともに、各取締役及び部門の業務分担を定め、効率的な業務執行を行い得る体制をとる。

各部門においては、計画に定める目標の達成に向け、具体策を立案及び実行するとともに、定期的に取締役会に業績報告を行うことにより、経営計画の達成状況について取締役会によるチェックを受ける。

⑤　当社及びその子会社から成る企業集団(以下「当社グループ」という。)における業務の適正を確保するための体制

イ.　子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

(a) 当社は、当社が定める関係会社規程に基づき、子会社の経営内容を的確に把握するため、必要に応じて関係資料等の提出を求める。

(b) 当社は、子会社に対し、その営業成績、財務状況その他の重要な情報について、最低月一回報告することを求める。

ロ.　子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(a) 当社は、③イに定めるリスク管理規程において、当社グループ全体のリスク管理について定め、子会社にリスク管理を行うことを求めるとともに、当社グループ全体のリスクを統括的に管理する。

(b) 当社は、子会社を含めたリスク管理を担当する機関としてリスク管理委員会を運営し、当社グループ全体のリスク管理の推進にかかわる課題、対応策等を審議する。

ハ.　子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a) 当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、関係会社規程に基づき、当社グループの適正かつ効率的な運営を図る。

(b) 当社は、子会社の事業内容や規模等に応じて、子会社の指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織に関する基準を定め、子会社にこれに準拠した体制を構築させる。

ニ.　子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) 当社は、子会社に、その役員及び使用人が①イに定める「行動・倫理規範」に基づき、社会的な要請に応える適法かつ公正な事業活動に努める体制を構築させる。

(b) 当社は、子会社に、監査役が内部統制システムの構築・運用状況を含め、子会社の取締役の職務執行を監査する体制を構築させる。

(c) 当社は、子会社に、法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るために設置した内部通報窓口を利用する体制を構築させる。

ホ. その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

(a) 当社のコンプライアンス担当部署は、当社グループの横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の解決に努める。

(b) 当社の監査役及び内部監査室は、子会社の業務の適正性について調査する。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

イ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めたとき、当社は、当社の使用人の中から監査役補助者を任命するものとする。

ロ. 監査役の職務を補助すべき使用人の任命、異動等の人事に係る事項の決定については、監査役会の事前の同意を得るものとする。

ハ. 当社は、監査役の職務を補助すべき使用人が置かれた場合、監査役の指揮命令に従うべき旨を当社の役職員に周知徹底する。

⑦ 監査役への報告に関する体制

イ. 取締役は、監査役が出席する取締役会等の重要な会議において、その担当する業務の執行状況の報告を行うとともに、随時各監査役の要請に応じて、必要な報告及び情報提供を行うこととする。

ロ. 取締役及び使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況並びに内部通報窓口への通報状況及びその内容を速やかに報告する。

ハ. 子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

(a) 子会社の役職員は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

(b) 子会社の役職員は、法令等の違反行為等、当社又は当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実について、これを発見次第、直ちに当社の子会社を管理する部門へ報告を行うか、又は内部通報窓口に通報する。

(c) コンプライアンス担当部署は、当社グループの役職員からの内部通報の状況について、定期的に監査役に対して報告する。

⑧ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役による取締役、執行役員及び重要な使用人に対する個別ヒアリングの機会を設けるとともに、代表取締役、内部監査室及び会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催する。

【当社における基本方針の運用状況】

① 上記に掲げた内部統制システムの基本方針に基づき、当社及び子会社の内部統制システム全般の運用状況について、内部監査室が中心となり内部監査を行い、その結果を代表取締役に報告しております。また、法務部が中心となりコンプライアンスに係る研修を定期的に実施しております。

② 取締役の職務の執行については、定時取締役会を月に１回、必要に応じて臨時取締役会も実施し、社外取締役２名を含む取締役５名のほか、監査役が出席し、重要事項の審議、決議を行っております。

③ 常勤監査役は、取締役会のほか、取締役等から業務執行の状況について直接聴取を行い、コンプライアンスの観点から日常業務レベルで監視できる体制を整備しており、監督機能の強化を図っております。

④ リスク管理については、リスク管理委員会を年２回開催しており、具体的なリスクの洗い出しと対応策の検討、リスク管理マニュアルの改定等を適宜行っております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については特に定めておりません。

連結貸借対照表

（平成29年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	3,591,571	流動負債	702,619
現金及び預金	2,993,041	買掛金	80,162
売掛金	487,608	未払金	210,565
繰延税金資産	18,885	未払法人税等	227,973
その他	92,414	資産除去債務	13,220
貸倒引当金	△378	その他	170,698
固定資産	458,878	固定負債	2,200
有形固定資産	51,782	負債合計	704,819
建物	10,322	（純資産の部）	
工具、器具及び備品	41,459	株主資本	3,337,991
無形固定資産	7,005	資本金	648,292
投資その他の資産	400,091	資本剰余金	475,126
投資有価証券	14,010	利益剰余金	2,236,897
繰延税金資産	130,482	自己株式	△22,323
その他	255,598	その他の包括利益累計額	7,638
		その他有価証券評価差額金	7,638
		純資産合計	3,345,630
資産合計	4,050,450	負債純資産合計	4,050,450

連結損益計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		2,996,855
売上原価		540,915
売上総利益		2,455,939
販売費及び一般管理費		1,456,674
営業利益		999,264
営業外収益		
受取利息	46	
為替差益	6,221	
その他	690	6,958
経常利益		1,006,222
特別利益		
投資有価証券売却益	800	800
特別損失		
ゴルフ会員権評価損	3,150	3,150
税金等調整前当期純利益		1,003,872
法人税、住民税及び事業税	382,202	
法人税等調整額	△11,145	371,057
当期純利益		632,815
親会社株主に帰属する当期純利益		632,815

連結株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	648,292	478,728	1,604,081	△32,032	2,699,069
当連結会計年度変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			632,815		632,815
自己株式の取得				△343	△343
自己株式の処分		△3,602		10,052	6,450
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	－	△3,602	632,815	9,708	638,922
当連結会計年度末残高	648,292	475,126	2,236,897	△22,323	3,337,991

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
当連結会計年度期首残高	7,909	7,909	2,706,978
当連結会計年度変動額			
親会社株主に帰属する当期純利益			632,815
自己株式の取得			△343
自己株式の処分			6,450
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	△270	△270	△270
当連結会計年度変動額合計	△270	△270	638,651
当連結会計年度末残高	7,638	7,638	3,345,630

貸借対照表

（平成29年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**3,416,348**	**流動負債**	**551,187**
現金及び預金	2,877,844	買掛金	8,949
売掛金	437,150	未払金	204,882
前払費用	32,216	未払費用	35,661
繰延税金資産	18,885	未払法人税等	225,713
その他	50,630	未払消費税等	38,053
貸倒引当金	△378	前受金	9,577
固定資産	**463,490**	預り金	8,616
有形固定資産	**51,782**	資産除去債務	13,220
建物	10,322	株主優待引当金	6,514
工具、器具及び備品	41,459	**負債合計**	**551,187**
無形固定資産	**7,005**	（純資産の部）	
ソフトウエア	6,728	**株主資本**	**3,321,012**
電話加入権	276	**資本金**	**648,292**
投資その他の資産	**404,703**	**資本剰余金**	**475,126**
投資有価証券	14,010	資本準備金	472,036
関係会社株式	18,879	その他資本剰余金	3,089
差入保証金	144,935	**利益剰余金**	**2,219,917**
長期前払費用	4,999	その他利益剰余金	2,219,917
保険積立金	89,396	繰越利益剰余金	2,219,917
繰延税金資産	130,482	**自己株式**	**△22,323**
その他	2,000	**評価・換算差額等**	**7,638**
		その他有価証券評価差額金	7,638
資産合計	**3,879,839**	**純資産合計**	**3,328,651**
		負債純資産合計	**3,879,839**

損　益　計　算　書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		2,924,415
売上原価		525,883
売上総利益		2,398,532
販売費及び一般管理費		1,409,231
営業利益		989,301
営業外収益		
受取手数料	1,200	
その他	396	1,596
営業外費用		
為替差損	156	156
経常利益		990,740
特別利益		
投資有価証券売却益	800	800
特別損失		
ゴルフ会員権評価損	3,150	3,150
税引前当期純利益		988,390
法人税、住民税及び事業税	379,397	
法人税等調整額	△11,145	368,252
当期純利益		620,138

株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	648,292	472,036	6,692	478,728	1,599,779	1,599,779
当期変動額						
当期純利益					620,138	620,138
自己株式の取得						
自己株式の処分			△3,602	△3,602		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	－	－	△3,602	△3,602	620,138	620,138
当期末残高	648,292	472,036	3,089	475,126	2,219,917	2,219,917

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△32,032	2,694,767	7,909	7,909	2,702,677
当期変動額					
当期純利益		620,138			620,138
自己株式の取得	△343	△343			△343
自己株式の処分	10,052	6,450			6,450
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△270	△270	△270
当期変動額合計	9,708	626,244	△270	△270	625,974
当期末残高	△22,323	3,321,012	7,638	7,638	3,328,651

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年５月12日

株式会社オープンドア
　取締役会　御中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　遠藤　康彦　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　伊藤　裕之　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社オープンドアの平成28年４月１日から平成29年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オープンドア及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年５月12日

株式会社オープンドア
　取締役会　御中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　遠　藤　　康　彦　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　伊　藤　　裕　之　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社オープンドアの平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年５月19日

株式会社オープンドア 監査役会

常勤監査役 桃井 豊 ㊞

社外監査役 阪根信一 ㊞

社外監査役 山﨑亮雄 ㊞

以 上

株主総会参考書類

第１号議案　取締役５名選任の件

取締役全員（５名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役５名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	関根大介（せきねだいすけ） （昭和43年1月8日）	平成６年10月　松下寿電子工業株式会社（現　パナソニックヘルスケア株式会社）入社 平成８年10月　株式会社アイ・エー・エス・エス入社 平成９年４月　当社設立代表取締役社長就任（現任）	5,602,000株
	候補者とした理由 平成９年４月の創業以来、代表取締役社長として20年にわたり経営を指揮し当社の成長を実現してきました。 候補者の経営実績、事業における幅広い知識、持続的な企業価値向上のためのリーダーシップは当社の更なる発展のために必要であることから、引き続き選任をお願いするものであります。		
2	小柳大介（こやなぎだいすけ） （昭和50年１月21日）	平成８年４月　株式会社アイエシイ・トラベル（現　株式会社IACEトラベル）入社 平成９年７月　グッドラックツアー株式会社入社 平成15年６月　株式会社ナック入社 平成16年３月　当社入社 平成25年10月　ホテルスキップ株式会社取締役（現任） 平成26年12月　当社取締役就任（現任） 平成27年４月　当社事業本部長（現任）	26,000株
	候補者とした理由 小柳大介氏は、当社事業本部長として事業部門を統括しており、同部門に対する豊富な経験、実績、見識を有しております。このような経験、実績、見識は、当社取締役会の意思決定に資するとともに、取締役事業本部長として適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	鈴木秀明（すずきひであき） （昭和58年5月11日）	平成19年12月　監査法人トーマツ（現　有限責任監査法人トーマツ）入社 平成24年７月　公認会計士登録 平成27年７月　当社入社　経理・財務部長（現任） 平成28年３月　株式会社ホテルスキップ取締役就任（現任）	4,000株
	候補者とした理由 鈴木秀明氏は、当社経理財務部門を統括し、公認会計士としての豊富な経験、実績、見識を有しており、また、子会社の株式会社ホテルスキップ取締役として当社グループの経営に参画しております。このような豊富な経験、実績、見識は当社取締役会の意思決定に資するとともに、管理部門担当取締役として適任であると判断し、新たに選任をお願いするものであります。		
4	清水淳子（しみずじゅんこ） （昭和40年11月22日）	平成元年４月　ナショナル証券株式会社（現　SMBCフレンド証券株式会社）入社 平成14年10月　弁護士登録　みどり共同法律事務所　弁護士（現任） 平成27年６月　当社社外取締役（現任）	0株
	候補者とした理由 清水淳子氏は、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、主にコンプライアンスの観点から有益なアドバイスをいただけるものと期待し、引き続き選任をお願いするものであります。 なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適正に遂行いただけるものと判断しております。		

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
5	小出一郎（こいで いちろう） （昭和48年８月24日）	平成12年４月　弁護士登録 平成12年12月　鳥飼総合法律事務所入所 平成28年１月　和田倉門法律事務所開設 パートナー弁護士（現任） 平成28年６月　当社社外取締役　（現任）	0株
	候補者とした理由 小出一郎氏は、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、主にコンプライアンスの観点から有益なアドバイスをいただけるものと期待し、引き続き選任をお願いするものであります。 なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適正に遂行いただけるものと判断しております。		

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．清水淳子氏及び小出一郎氏は、社外取締役候補者であります。
３．清水淳子氏及び小出一郎氏は、現在当社の社外取締役でありますが、それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、清水淳子氏が２年、小出一郎氏が１年となります。
４．関根大介氏は、会社法第２条第４号の２に定める親会社等であります。
５．当社は、清水淳子氏及び小出一郎氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額になります。清水淳子氏及び小出一郎氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。
６．当社は、清水淳子氏及び小出一郎氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。

第２号議案　監査役１名選任の件

監査役阪根信一氏から本総会終結の時をもって辞任したい旨の申し出がありましたので、新たに監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役候補者池田友子氏は、監査役阪根信一氏の補欠として選任されることになりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任された監査役の任期が満了すべき時までとなります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
池田友子（いけだともこ） （昭和44年１月17日）	平成９年４月　弁護士登録 林法律事務所　入所 平成14年９月　石上・池田法律事務所　開設 平成24年３月　池田・本坊法律事務所　開設 （現任） 平成25年８月　三興鋼材株式会社　取締役 （現任）	0株
候補者とした理由 池田友子氏は、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、これらを当社の監査体制強化に活かしていただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。		

（注）１．池田友子氏の戸籍上の氏名は、辻友子氏であります。

２．池田友子氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

３．池田友子氏は、社外監査役候補者であります。

４．当社は、池田友子氏の選任が承認された場合、会社法第427条第１項の規定に基づき、池田友子氏と会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額になります。

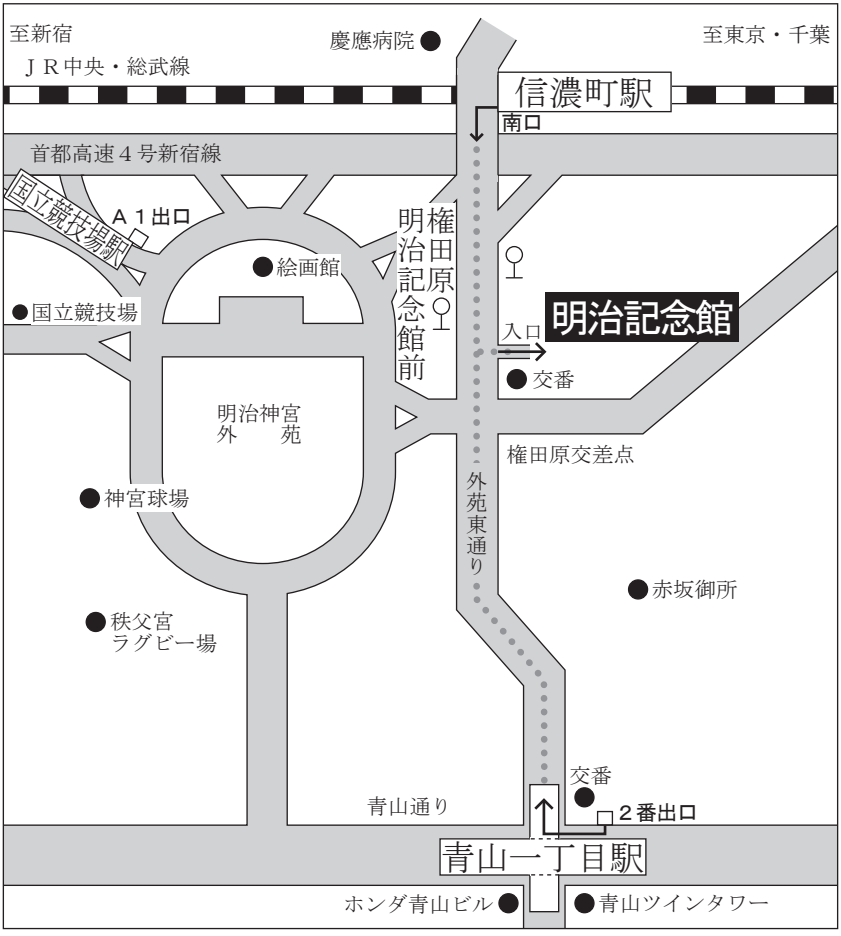
５．池田友子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

以　上

メ　　モ

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会場：東京都港区元赤坂二丁目２番23号
明治記念館　２階　鳳凰の間
TEL 03－3403－1171



■交通のご案内
ＪＲ中央・総武線　信濃町駅より　徒歩約３分
地下鉄銀座線・半蔵門線・大江戸線　青山一丁目駅　２番出口より　徒歩約６分
地下鉄大江戸線　国立競技場駅　Ａ１出口より　徒歩約６分